

# 長野市災害廃棄物処理計画（案）に対する 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

環境部 生活環境課

## 1. 計画見直しの背景

「長野市災害廃棄物処理計画」を平成30年4月の一部改定以降、令和元年東日本台風災害など大規模な風水害が発生しており、**災害対応での知見や**

- ・ 国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）
  - ・ 長野県災害廃棄物処理計画（令和4年3月改訂）
  - ・ 長野市地域防災計画（令和5年2月改定）
- を反映

## 2. 近年頻発する災害への備え

R6.1 令和6年能登半島地震

R4.9 令和4年台風第15号

R3.8 令和3年8月豪雨

R2.7 令和2年7月豪雨

R1.10 令和元年東日本台風

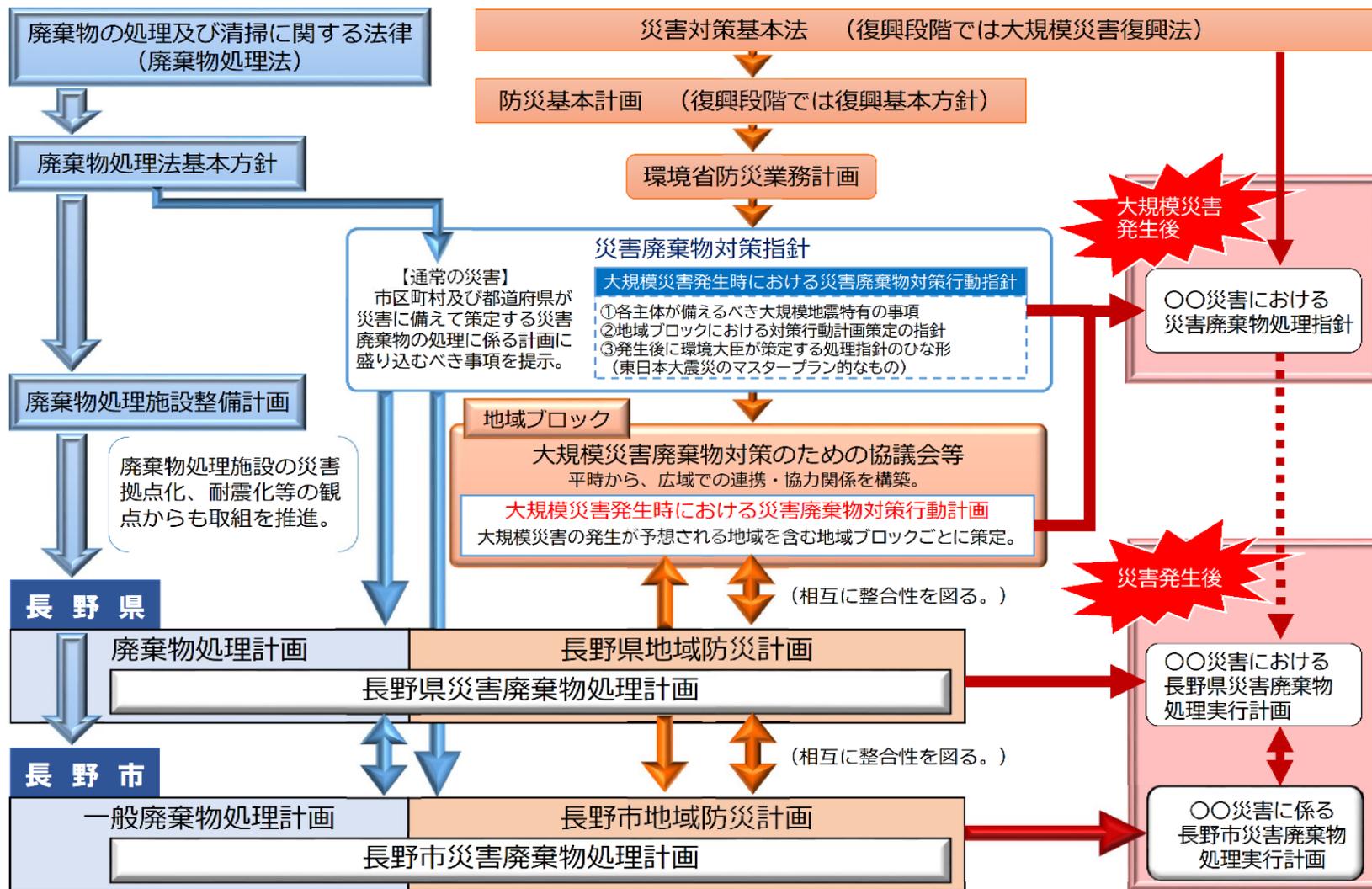
R1.9 令和元年房総半島台風

## 3. 最新の研究・知見の反映

- ・ 災害廃棄物対策指針、その他国のマニュアル等



写真出典：災害対策フォトチャンネル  
（令和4年台風15号：静岡市清水区集積所）



## 第1章 総則

- ・対象とする災害及び廃棄物をより具体化
- ・地域防災計画に基づく被害想定の見直し（地震・水害）
- ・平時及び災害時の業務を明確化

## 第2章 災害廃棄物対策

- ・平時及び災害時の協力・支援体制事項の追加
- ・職員への教育訓練事項の追加

## 第3章 災害廃棄物処理

- ・廃棄物の種類ごとの処理方針の整理
- ・災害廃棄物発生量の推計の見直し
- ・仮置場候補地の選定方法の整理
- ・思い出の品等の取扱いの追加

- ・災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン(R5年4月)
- ・災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（第二版）(R3年4月)
- ・長野県災害廃棄物処理計画改訂(R4年3月)
- ・長野市地域防災計画改定（R5年2月）

目的	主な変更点 (見直しポイント)	計画の項目
国・県との連携	自衛隊等との連携	第2章 災害廃棄物対策 第1節 災害廃棄物処理の基本方針 3 協力・支援体制 (1)自衛隊・警察・消防との連携 「道路啓開により発生した災害廃棄物処理が迅速に行えるよう、災害対策本部と調整した上で連携を図る」
	I S U T [アイサット]※1 及びS I P 4 D [エスアイ ピィフォーディ]※2の活用 ※1災害時の情報共有を促進するための災害時情報集約支援チーム ※2内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」(通称：SIP (エスアイピー))の一環として、研究開発を進めてきた基盤的防災情報流通ネットワーク	第2章 災害廃棄物対策 第1節 災害廃棄物処理の基本方針 3 協力・支援体制 (4)I S U T 及びS I P 4 D の活用 「災害時の災害対応機関間の情報収集・集約、情報連携の体制確保」

目的	主な変更点 (見直しポイント)	計画の項目
ボランティアとの連携	社会福祉協議会及びボランティア団体との連携	第2章 災害廃棄物対策 第1節 災害廃棄物処理の基本方針 3 協力・支援体制 (6)ボランティアとの連携 「初動期からの効果的な活動が可能となるよう、長野市社会福祉協議会と連携し、受け入れ体制の構築を図る」
	思い出の品の管理	第3章 災害廃棄物処理 第12節 思い出の品等 「思い出の品や貴重品などの持ち主の確認方法、自治体等で保管・管理を行い、可能な限り所有者に引き渡す」

目的	主な変更点 (見直しポイント)	計画の項目
受援体制 の構築	受援体制の構築	第2章 災害廃棄物対策 第1節 災害廃棄物処理の基本方針 3 協力・支援体制 (2)協力・支援内容の拡充 「民間事業者や他市町村と協定の締結や内容の拡充を行う」
	災害廃棄物処理支援員 (人材バンク) の活用	第2章 災害廃棄物対策 第1節 災害廃棄物処理の基本方針 3 協力・支援体制 (8)災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度） 「人材バンクに登録されている本市職員は、災害廃棄物処理業務へ優先的に配属し業務にあたる」
	受援業務でのSNSの活用	※（仮）災害廃棄物処理初動マニュアルに掲載予定

目的	主な変更点 (見直しポイント)	計画の項目
災害廃棄物処理対策・関係機関との調整	事業ごみの対応	第1章 総則 第2節 基本的事項 4 災害時に発生する廃棄物 「災害に伴い排出される事業ごみは、事業者の責任において適正に処理をし、原則、災害廃棄物から除くものとする」
	通行確保のための道路啓開対策	第2章 災害廃棄物対策 第1節 災害廃棄物処理の基本方針 3 協力・支援体制 (1)自衛隊・警察・消防との連携 「道路啓開により発生した災害廃棄物処理が迅速に行えるよう、災害対策本部と調整した上で連携を図る」
	長野広域連合と災害廃棄物受入れに関する協議	第2章 災害廃棄物対策 第1節 災害廃棄物処理の基本方針 3 協力・支援体制 (2)県及び他市町村との連携 「長野広域連合の構成市町村と連絡・調整・協議を緊密に行う」

目的	主な変更点 (見直しポイント)	計画の項目
災害廃棄物処理対策・関係機関との調整	(一社)長野県資源循環保全協会との協定検討	第2章 災害廃棄物対策 第1節 災害廃棄物処理の基本方針 3 協力・支援体制 (5) 民間事業者との連携 「県の協定に基づき、協会等の協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制の整備を図る」
	排出弱者への対応	第3章 災害廃棄物処理 第2節 災害廃棄物の収集処理 1 災害廃棄物の分別収集 「片付けごみを自宅から搬出できず、生活環境に支障を及ぼす場合は、個別に収集運搬を行う」
	被災者支援物資の処理	第3章 災害廃棄物処理 第3節 生活ごみ・避難所ごみの回収 「避難所ごみ等は、災害廃棄物とは別に収集運搬を行い、廃棄物処理施設へ直接搬入を行う」
	災害廃棄物発生量の見直し	第3章 災害廃棄物処理 第4節 災害廃棄物発生量の推計

目的	主な変更点 (見直しポイント)	計画の項目
災害廃棄物処理対策・関係機関との調整	仮置場候補地の見直し	第3章 災害廃棄物処理 第5節 仮置場 2 仮置場候補地の選定 「（従前の選定方法に加え）大規模災害に備えて、新たな仮置場候補地の選定を進める」
	仮置場でのドローンの活用	第3章 災害廃棄物処理 第6節 環境対策、モニタリング、火災対策 3 火災防止対策 「ドローンによる廃棄物の発熱検出や仮置場の面積・体積の測定が可能であることから、仮置場の管理に活用」
	有害廃棄物（アスベスト）対策	第3章 災害廃棄物処理 第10節 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 2 適正処理困難物の処理方針 「「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」を参考に対応」

目的	主な変更点 (見直しポイント)	計画の項目
災害廃棄物処理対策・関係機関との調整	作業員の防疫対策	第3章 災害廃棄物処理 第10節 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 2 適正処理困難物の処理方針 「被災家屋の片付け作業等を行う者に対して、ばく露防止の措置を講じる」
	公費解体、自費解体制度の構築	第3章 災害廃棄物処理 第11節 損壊家屋等の解体撤去（公費解体） 「早期復旧や倒壊の危険性のある場合、所有者等と協議した上で、公費解体を行う場合がある。所有者の自費解体についても、民法上の考え方にに基づき、財政措置の対象となる場合がある」

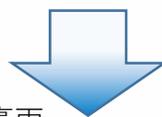
- 地震災害、風水害及びその他自然災害であり、地震災害については、地震活動により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

## 地震災害、風水害及びその他自然災害

長野盆地西縁断層帯の地震、糸魚川－静岡構造線の地震、千曲川・犀川（下流）の水害等



地震



台風・豪雨



土砂崩れ



写真出典：災害対策フォトチャンネル

### ① 災害廃棄物

- ・片付けごみ
- ・損壊家屋の撤去ごみ

### ② 生活ごみ

- ・日常生活で出るごみ

### ③ 避難所ごみ

- ・避難所から出るごみ

### ④ し尿

- ・仮設トイレ等からのくみ取りし尿など

## ア 地震による被害量

長野盆地西縁断層帯の地震	建物被害	揺れ (棟)		土砂災害 (棟)		仮置場 必要面積
		全壊	半壊	全壊	半壊	
		22,971	25,149	509	1,401	
災害廃棄物 全体量		273.6万ト		10.8万ト		
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (全体)	建物被害	揺れ (棟)		土砂災害 (棟)		仮置場 必要面積
		全壊	半壊	全壊	半壊	
		10,096	10,007	535	1,619	
災害廃棄物 全体量		118.5万ト		11.5万ト		
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (北側)	建物被害	揺れ (棟)		土砂災害 (棟)		仮置場 必要面積
		全壊	半壊	全壊	半壊	
		2,275	3,429	281	876	
災害廃棄物 全体量		28.6万ト		6.0万ト		

※市地域防災計画【震災対策編】より作成

## イ 水害による被害量

建物棟数	市地域防災計画浸水深別浸水建物棟数 (棟)				建物被害 (棟)		災害廃棄物 全体量	仮置場 必要面積
	0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	3.0m以上	合計	全壊	半壊		
214,146	16,627	54,299	66,770	137,696	81,961	28,226	529.1万ト	173.1万 m <sup>2</sup>

市地域防災計画【風水害対策編】の浸水深別浸水建物棟数 (棟) の被害棟数から全壊及び半壊の建物被害数 (棟) を推計し算出

## パブリックコメント（市民意見等募集）の実施内容

募集期間	令和6年12月9日（月曜日）から令和7年1月8日（水曜日）まで （窓口は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
資料の閲覧・ 配布場所	<ul style="list-style-type: none"><li>●各支所の窓口</li><li>●市役所 行政資料コーナー（第一庁舎3階）</li><li>●市役所 生活環境課（第二庁舎3階）</li><li>●市ホームページ</li></ul>
意見の 提出方法	令和7年1月8日（水曜日）までに、所定の意見・提案用紙に記入 <ul style="list-style-type: none"><li>●各閲覧所へ持参</li><li>●郵送</li><li>●ファックス</li><li>●電子メール（メール本文に直接入力）</li><li>●「ながの電子申請サービス」から所定のフォームへ入力</li></ul>
意見等の公表	<ul style="list-style-type: none"><li>●意見の計画への反映状況は、個人情報を除き市ホームページなどで公表</li><li>●意見等への個別回答はいたしません</li></ul>